事務事業評価シート

(平成23年度実施事業)

事務事業名	ごみ焼却施設作業	事業コ	<u>ا</u>	1426				
所属コード	58000	課等名	クリー	ンセンター		係名	施設	係
課長名	遠藤朝志	担当者	· 名	『野 孝司		内線番	号	5217
評価分類	■一般□□□	公の施設	□ 大規	模公共事業		補助金	: [〕内部管理

(1) 概要

総合計画	施策の柱	環境との共生		コード	6
体系	施策	生活環境の保全		コード	1
	基本事業	環境衛生の確保		コード	1
予算費目名	一般会計				
特記事項					
事業期間	□単年度	■単年度繰返 □期間限定複数年度	開始年度	10年	度
根拠法令等	労働安全衛	生規則第 592 条の 2 第 1 項			

(2) 事務事業の概要

労働安全衛生法等関連法令に基づいて作業環境測定を実施し,職員の作業環境の評価を行い,労 働安全衛生の確保に必要な措置を講じる。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

作業環境測定を含めダイオキシン類ばく露防止対策については、平成11年12月2日付け基発第688号通達により行われてきたが、平成13年4月25日付け基発第401号通達により防止策の具体化が示され、対策の推進を一層計画的に図ることになった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。 特になし。

(1) 対象(誰が,何が対象か)

焼却施設内保守点検作業職員(DXN類ばく露防止対策呼吸用保護具レベル1相当品着用対象者)

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
拍標填口	平位.	実績	実績	計画	実績	見込み
A 焼却施設内保守点検作業職員	人	42	37	37	37	37
В						
С						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

23年度実績(23年度に行った主な活動)

焼却施設内作業場の空気中のダイオキシン類濃度(総粉じん濃度)を測定し、作業環境の評価を行い、管理区域に対応する安全衛生対策を講じた。測定は業務委託による。

盛岡市クリーンセンター作業環境測定業務委託

(840,000円)

・ A測定及びB測定 8箇所各2回

· 併行測定 8箇所各1回

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

松梅 宿口	出任	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目	単位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 測定作業場数	箇所	8	8	8	8	8
B 保護具等購入費	千円	2059	1333	1320	1320	1320
C 施設改善費	円	0	0	0	0	0

(5) 意図(対象をどのように変えるのか)

焼却施設内保守点検作業に従事する職員の安全な作業環境を確保する。

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

松無石口	₩₩. 1/4	出任	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目	性格	単位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 健康被害発生数	口上げる						
	■下げる	件	0	0	0	0	0
	□維持						
B 第1管理区域達成率((第1管理	■上げる						
区域総数)/(作業環境測定箇所総	□下げる	%	100	100	100	100	100
数)×100)	□維持						
С	□上げる						
	□下げる						
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
事業費	①E	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	2899	2173	2160	2160
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	48	48	48	48
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	192	192	192	192
計	トータルコスト A+B	千円	3091	2365	2352	2352
備考						

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

整合性がある。

理由: 盛岡市クリーンセンターダイオキシン類へのばく露防止推進計画の取り組み事項が具体化 されている。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由:法定事務である。

③ 対象の妥当性

妥当である。

理由:法令上対象となる作業者に該当している。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容:事業者として法令上の遵守義務に抵触し,作業環境管理の状況把握及び対策が困難に なる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

向上余地がある。

その内容:法令上作業環境管理の対象になっていない作業場所についても測定することにより,現 状の実態把握が可能になり,改善に寄与することが出来る。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

公平である。

理由:事業者である市に実施義務があることから、適正である。

(4) 効率性評価

事業費については,若干の削減余地がある。

その内容:適切な作業環境を維持する範囲内では、防じんマスク等関連消耗品の購入数量の低減 程度は可能だが、大幅なコスト削減には至らない。

人件費については、削減余地がない。

理由:作業環境の測定に係る時間が業務の大半を占めることから、削減は困難である。

(1) 改革改善の方向性

作業環境管理事業については、その測定箇所、頻度など法令の許す範囲内で随時見直すことを継続する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

ダイオキシン類へのばく露防止対策のほか,新たに作業環境管理を行う項目(熱中症予防のため 暑さ指標の計測や騒音ばく露の防止等)が生じた場合,業務分担・予算措置・具体的な手法の検討 などの対応が必要となる。

5	課長意見・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
(1)	今後の方向性	ŧ																																	

- 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- □ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

現場職員の健康保持のため、今後とも継続して適切に取組む必要がある。